

第10回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和3年1月8日(金) 午後1時58分			
開催場所	湯梨浜町役場 講堂			
出席委員(12名)	1番 山下 和子 委員	2番 蔵本 孝広 委員	3番 横川 力 委員	4番 山上 真治 委員
	5番 長谷川誠一 委員	6番 谷岡 貞幸 委員	7番 山本美代子 委員	8番 土海 政信 委員
	9番 清水 武敏 委員	10番 尾川 寛信 委員	11番 山田 隆雄 委員	12番 下田 健一 委員
欠席委員(0名)				
推進委員(7名)	13番 徳岡 正裕 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 山下 昇 推進委員	16番 井坂 正昭 推進委員
		18番 岡本 章 推進委員	19番 中村 博 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(1名)	17番 山本 正義 推進委員			
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 藤田 晋也 産業振興課 主事 吉川 達大			
提案議案	第42号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第43号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第44号議案 非農地の現況証明について 第45号議案 農用地利用集積計画の決定について 第46号議案 農業振興地域整備計画の変更について 第47号議案 湯梨浜町農業経営基盤強化促進に関する基本構想について 第48号議案 地籍調査事業に伴う地目の変更について			
報告事項	第1号 農地転用現況確認状況について 第2号 賃貸借の解約等の通知について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
1 開会	事務局 会長 議長	<p>ただ今から、令和2年度第10回農業委員会の定例総会を開催します。</p> <p>本日の出席者報告を致します。農業委員の現員数12人に対して、ただ今の出席委員は、12人です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、出席委員が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。</p> <p>開催にあたりまして長谷川会長からごあいさつを頂きます。お願い致します。</p> <p>長谷川会長あいさつ（中略）</p> <p>それでは進行致します。湯梨浜町農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長を務めさせていただきます。本日の議事の日程は、皆さんのお手元に配布のとおりでございます。</p> <p>次に「会期の決定について」を議題と致します。お諮りを致します。令和2年度第10回農業委員会定例総会の会期は、令和3年1月8日本日1日限りと致しますが、これにご異議はございませんか。</p> <p>（はい。の声。）</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、本日の総会の会期は本日1日と致します。</p>
2 議事録署名委員の指名	(議長)	<p>次に「議事録署名委員の指名について」を議題と致します。お諮りを致します。本案件につきましては、本町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、議長が指名することにご異議はございませんか。</p> <p>（はい。の声。）</p> <p>異議なしと認めます。それでは議事録署名委員には3番の横川力委員、そして5番の谷岡貞幸委員の両名を指名させていただきます。宜しくお祈りを致します。なお会議書記におきましては、藤井事務局長並びに藤田副主幹の方へお祈りを致します。</p>
3 報告事項 第1号 農地転用現況確認状況について	(議長) 事務局	<p>次に日程3番、報告事項に移ります。報告事項第1号「農地転用現況確認状況について」を報告して頂きます。それでは説明してください。</p> <p>報告事項第1号「農地転用現況確認状況について」を説明します。次のとおり、農地転用現況確認願いが提出され、現況を確認し確認書を交付したので、その状況を報告するものです。</p> <p>（資料は2-1頁）</p> <p>番号1 転用者 上浅津●●。土地の表示 大字上浅津——、地目 田。面積は500㎡。転用目</p>

<p>第 2 号 賃貸借の解約等の通知について</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>的は一般住宅。許可指令年月日及び番号は記載のとおりで、確認書交付年月日は令和 2 年 12 月 1 日、調査結果は同日建築工事完了であります。</p> <p>次の頁 2-1 に航空写真による位置図をつけております。図面中央付近の赤で着色している場所で、斜線をしている部分と申請地西側の道路からの進入路部分です。</p> <p>(資料は 2-2 頁)</p> <p>番号 2 転用者 倉吉市 株式会社●●。土地の表示 はわい長瀬——、地目 畑。面積は 409 m²。転用目的は資材置場。許可指令年月日及び番号は記載のとおりで、確認書交付年月日は令和 2 年 12 月 15 日、調査結果は同月 1 日埋立工事完了であります。</p> <p>航空写真による位置図は 2-2 です。この度の転用は資材置場の拡張で、申請地南側の道路との間の土地が以前に転用許可を受けた資材置場です。</p> <p>(資料は 2-3 頁)</p> <p>番号 3 転用者 宇谷●●。土地の表示 大字宇谷——、地目 畑。面積は 126 m²。転用目的は駐車場。許可指令年月日及び番号は記載のとおりで、確認書交付年月日は令和 2 年 12 月 28 日、調査結果は同月 26 日造成・整地工事完了であります。</p> <p>次の頁 2-3 に航空写真による位置図をつけております。説明は以上でございます。</p> <p>それでは引き続き、報告事項第 2 号「賃貸借の解約等の通知」について。このことについて説明をしてください。</p> <p>報告事項 第 2 号「賃貸借の解約等の通知について」を説明します。次のとおり、農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 14 条の 3 の規定により賃貸借の解約等の通知があったので、報告するものです。</p> <p>番号 1 権限の種類 農地法。賃貸人は、米子市●●。賃借人は、田後●●。土地の表示 大字田後——。地目は田、面積 448 m²。合意の成立日は令和 2 年 11 月 22 日。土地の引き渡し日は令和 2 年 11 月 30 日です。</p> <p>番号 2 権限の種類 農地法。賃貸人は、長和田●●。賃借人は、長和田●●。土地の表示 大字長和田——。地目は畑、面積 24 m²。合意の成立日は令和 2 年 11 月 16 日。土地の引き渡しは同日であります。</p> <p>番号 3 権限の種類 農地法。賃貸人、はわい長瀬●●。賃借人、はわい長瀬●●。土地の表</p>
---------------------------------	---------------------	--

<p>議案第 43 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>質疑は無い様でございます。それでは質疑を無しと認め、質疑を終結し、これより採決を行います。議案第 42 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に対する可否決定について、原案のとおり可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。よって議案第 42 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」につきましては、原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第 43 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは事務局より説明を求めます。</p> <p>議案第 43 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を説明します。次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、5-1 頁、資料 1 1～7 頁)</p> <p>番号 1 土地の所在 大字久留——、現況地目は畑、転用面積は 719 m²の内 360.76 m²です。転用計画の用途は住宅用地。施設概要は一般個人住宅で、建築面積は 55.45 m²。</p> <p>譲受人は、田後●●。譲渡人は、大阪府東大阪市●●。契約内容は、売買による所有権移転です。立地基準の判定に係る農地区分は 第 3 種農地、区分決定根拠は 住宅等が連たんする区域内であります。許可根拠規定は第 3 種農地につき原則許可。都市計画区分は非線引きの都市計画区域内で、公共投資は有です。</p> <p>事業内容は、一般個人住宅 1 棟、2 台分の駐車場、高さ 1600 延長 46.4m でコンクリートブロック積みを行うものです。農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の意見書が添付されております。隣接耕作者はありません。</p> <p>頁をめくって頂き 5-1 が航空写真による位置図です。旧羽合幼稚園の南に位置します。この度の申請地は、見え難いですが、赤線で囲っている場所で畑の東半分です。それから別添資料 1 の 1 頁目が現地の写真です。雪が降る前に写真を撮って参りました。分かり難いですが、赤線で区切っている所がこの度の申請地であります。頁をめくって頂き 2 頁目が公図。3 頁目が分筆のための地積測量図、4 頁目が土地利用計画図です。上が北側。北側には町道がございます。そこに下水管が入っておりますし、道路の中央にですね、排水路、側溝がございます。それで、</p>
--	---------------------	---

	<p>議長</p> <p>山下和子委員</p>	<p>南側の方にコンクリートブロック積みを行うと。そう言う計画でございます。この図面の右下に排水方法の記載がございまして、雨水排水については申請地が接する町道の側溝へ排出し、汚水は公共下水道へ接続して排出する計画でございます。それから頁をめくって頂きまして5頁目。5頁目が横断図でございます。右が南側、左が北側と云う事で。南から北に向かって下り勾配、排水ができる様に逆勾配にすると云う造成計画であります。6頁が建物立面図、7頁が申請地周辺の上水道と公共下水道の管路図でございます。</p> <p>以上、申請につきましては、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。以上であります。</p> <p>引き続き、現地確認委員による調査報告をして頂きます。それでは1番の山下和子委員より、現地確認の報告をしてください。</p> <p>失礼します。今日12時半に、長谷川会長、土海職務代理、蔵本委員、それと私、岡本推進委員、事務局2名、合計7名で行って来ました。現地の立地状況を確認したような訳でございます。雪は降っておりましたが、状況を確認致しました。</p> <p>本冊5頁の方でございますが、番号1の湯梨浜町大字久留——、と云う場所でございます。</p> <p>本冊の5-1をご覧頂きたいと思います。先方も説明がありました様に、申請地と致しましては赤い斜線が塗ってある所でございます。場所の白い所は旧の羽合幼稚園がありまして、前の方はガソリンスタンドがある所で。そこの所の住宅の一角でございます。</p> <p>申請地は、現在は畑となっています。それで資料1の1頁の写真を見て頂きたいと思います。これは先方説明がございました様に、雪の降る前の写真と云う事でございます。この雪が降らないときは綺麗に保全管理の方をなされておりました。転用面積が719の内の360と云う事で。先方あった、赤い点線の方が申請地でございます。</p> <p>それで、転用計画の方は一般個人住宅と駐車場等を計画していると云う事です。それから資料の5頁の方を見て頂きたいと思います。南の方が右の方です。北の方が町道の方でございます。ちょっと勾配がありまして。行ったところ、ちょっと斜めになっておりましたが、町道の方に、側溝に雨水を流す様にしてあります。それで雨による土砂の流出の恐れは無いと思いましたが。周りの農地への支障も無い様でございますので、この転用計画を認めることについて問題は無いと</p>
--	-------------------------	--

<p>議案第 44 号 非農地の現況証明について</p>	<p>議長</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>蔵本孝広委員</p>	<p>考えております。以上でございます。</p> <p>はい。以上で、現地確認委員による報告を終わります。</p> <p>それでは、ただ今より質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>質疑は無い様でございます。それでは質疑は無しと認めます。質疑を終結し、採決を行います。</p> <p>議案第 43 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に対する意見決定について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。よって議案第 43 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」については、原案どおり決定をし、これを鳥取県知事の方へ進達を致します。</p> <p>次に議案第 44 号「非農地の現況証明について」を議題と致します。それでは説明をしてください。</p> <p>議案第 44 号「非農地の現況証明について」を説明します。次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願の提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は 6-1 頁、資料 1 8 頁)</p> <p>番号 1 申請人は田後●●。土地の所在 大字田後——。地目は台帳 畑、現況 雑種地、面積は 173 m²。30 年ほど前に申請者の父が亡くなって以降、不耕作となり現在に至るものであります。</p> <p>番号 2 申請人は田後●●。土地の所在 大字田後——。地目は台帳 畑、現況 雑種地、面積は 93 m²。40 年ほど前までは田後笠の原材料のスゲを栽培していたが、笠職人も年々減少したことからスゲ栽培を止め、農地として使用してないと云う事です。</p> <p>頁をめくって頂き、6-1 が航空写真による位置図ですが、番号 1 と番号 2 は隣接しております。図面中央の赤く塗っている場所でございます。それと現地の写真につきましては、別冊資料 1 の 8 頁をご覧くださいませでしょうか。説明は以上であります。</p> <p>はい。それでは引き続き現地確認委員による調査報告をして頂きます。番号 1 と 2 の案件を一括して、2 番の蔵本孝広委員より、現地確認の報告をしてください。</p> <p>報告致します。6 頁に載ってますけど、2 筆。先ほど説明がありましたけども、隣りあわせと</p>
----------------------------------	--	---

		<p>云う事ですが。6-1 を見てもらうと、下の方に広い駐車場がありまして。そこから入って行って真ん中辺ですね。周りには住宅が相当建っております。それから別添資料の 8 頁ですね。見てもらったら。最初に田後——の方ですね。見たら綺麗に見えますが、2 筆ありますが、片方には町道に隣接していると。車が通れますけど、もう一方は 30 年手が掛けられて無いと云う事で。今日は雪のため状況は分かりませんでした。写真で見ると木が生えてて、容易に農地に復元することは困難かなと云う風に思いましたし、もう一方は先ほどの土地の奥の方でして、車を横付けすることもできなく、農地として復元しても維持する事が困難だなと云う風に感じました。以上です。</p> <p>議長 横川委員</p> <p>議長 事務局</p> <p>横川委員 議長</p> <p>以上で現地確認委員による報告が終わりました。それでは、ただ今より一括して質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>はい。横川委員、どうぞ発言してください。</p> <p>すみません。一つだけ教えてください。6-1 の航空写真で、資料 1 の 8 頁の写真を見て、左上の所が一番良く判って。ここの周りと言うのは全てが、ほとんどが住宅になっているんですかね。隣接した所が農地とか、もしくは住宅の方になっているか。ちょっとそこら辺を教えてください。</p> <p>はい。それでは説明してください。</p> <p>はい。申請地の周りの状況と云う事でございました。まず、6-1 の図面の、筆が分かる図面を見て頂いたらと思うんですけども。田後——と云う筆は、この度の申請地と同じ様な状況でございます。何もしてない状態ですね。それで、その 6-1 の図面、申請地の上隣。北隣の土地については雑事畑として利用をされております。現在もそう云う状態でございます。</p> <p>それから赤線と云うか、資料 1 の 8 頁の左側にある写真に赤線、アスファルト舗装がしてある道があるんですけども。その赤線がございまして。赤線の南側の土地も、やはり申請地と同様に草が伸びない様に管理はしてあるけども、と云う、活用がされていない土地と。そう云う状況でございます。集落の中にポツンと空き地が存在してると云う、そんな状況と云う事で説明をさせて頂きたいと思っております。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>はい。横川委員、良いですか。はい。それでは他に質疑はございますか。それでは質疑無しと</p>
--	--	--

	議長	<p>整理番号 25 番そして整理番号 29 番がこれからご審議頂く案件と云う事になります。取り敢えず説明は以上でございます。</p> <p>はい。説明が終わりましたので、それではこの 2 つの案件を審議して頂きます。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>質疑は無い様でございますので、それでは質疑はこれで終結致します。採決を行います。議案第 45 号「農用地利用集積計画」の整理番号 25 番と 29 番について、原案のとおり認めることに賛成の委員の方の挙手をお求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手でございます。よって議案第 45 号、整理番号 25 番と 29 番の案件につきましては原案のとおり決定されました。それでは蔵本、そして山田委員の入室をお願いします。</p> <p>(蔵本孝広委員、山田隆雄委員 着席)</p> <p>それでは 2 名の方の入室を確認しましたので、審議を続行致します。</p> <p>次に議案第 45 号、整理番号 25 番と 29 番以外の案件を審議致します。それでは説明してください。</p>
	事務局	<p>説明をさせていただきます。各筆明細が 7-2 頁から 7-8 頁までございますけれども、更新の案件が多ございまして、と云う事でございます。そして、7-7 頁 7-8 頁にかけましてが、中間管理事業に掛かる案件。整理番号 50 番からが中間管理事業にかかる案件でございます。更新が結構あって、途中にちょっと新規の中間管理事業の案件あると云う様な事ですね。</p> <p>基本的に、中間管理事業のスタートから 5 年経過して更新時期が参った案件があるものですから、こうやって出て来ております。</p> <p>そして一番最後、整理番号 61。こちらが所有権移転の案件でございまして、現在の所有者から中間管理機構であります農業農村担い手育成機構がその土地を買い取りを致しまして、翌月の案件で出て参りますけれども、担い手へ売り渡しをすると。この度は買取と云う、そう云う事業で案件が出ておりますので、補足の説明をさせていただきました。</p> <p>以上、「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
	議長	<p>以上で説明は終わります。それでは、ただ今より質疑を行います。皆さんの方から質疑はござ</p>

	<p>清水委員</p> <p>議長 清水委員 議長 事務局</p> <p>清水委員 議長 清水委員 議長 河井推進委員 議長 河井推進委員</p>	<p>いますか。案件が、丁度変わり目で多ございます。皆さんの方でしっかりと確認をして頂いて、質疑を受けたいと云う風に思います。お聞きになりたいことがございましたら、どうぞ発言してください。</p> <p>清水委員、どうぞ発言してください。</p> <p>確認ですけども。●●さんと云う方が何か所か申請しておられるんですけども。上浅津営農組合が関わってた田んぼがですね、全部返されたんですけども。病気がちだと云う事があるので、本当に作られるのかなと云う、その辺の確認をしたいと思います。</p> <p>えっと、質問の清水委員。●●さんは病気がちな。</p> <p>ええ、農業をあまりされてない様です。</p> <p>じゃあちょっと説明してください。</p> <p>ただ今の質問は、7-5 頁の例えば整理番号 31、32、33 辺りに出て来る分の受け手の方なんですけれども。病気と云うよりは腰とかを痛めてしまっておられて、なかなか思う様に体が動かないと云う、そう云う状態だそうです。それで、先ほど清水委員が仰られた様に、できるだけ他の担い手さん、或いは上浅津営農組合さんに引き受けてもらって、自分が直接する部分を縮小してやっていたらいいと思います。息子さんも同居しておられる様ですので、一緒にされるのかなと云う事で、そう云う風なニュアンスでお話は伺っております。ですので、無理のない範囲で、縮小する様に手放して行っていると。そう云う事で伺っております。以上でございます。</p> <p>宜しいです。</p> <p>はい。清水委員、良いですか。</p> <p>はい。結構です。</p> <p>それではその他の方。</p> <p>ちょっと、じゃあ聞いて見ましょうか。</p> <p>はいどうぞ。発言してください。</p> <p>この7-8の件ですけどね。今事務局言われた様に、担い手が購入したと。所有権移転ですね。大体これ、順番が、ここに出してかかってね。これからこうやって売買するからと話をされて。これ前後逆じゃないかと思っ。ここにね、出されて。今度来月に、これを出されるでしょ。売買よりも。これ、どうも、本人からね、担い手が買うなら、それ以前出されて、こう云うこと手</p>
--	---	---

<p>議案第 46 号 農業振興地域整備計画の変更</p>	<p>議長 事務局</p> <p>議長 河井推進委員 議長</p> <p>(議長)</p>	<p>続きするんじゃないかと思うんだけど。</p> <p>はい。61 番の案件、もう一度詳しく説明してください。</p> <p>ただ今の河井推進委員からのご質問にお答えさせていただきます。これ、中間管理機構をワンクッション置いて農地の売買をやる。と云う大きな流れがございます。そうすることによって、いわゆる税金対策だとか、それから法務局への届出の手間賃ですとか云う様な事が簡略化できると云う事があるものですから、そう云う仕組みを活用して農地の売買をされると云う流れでやっております。</p> <p>ですので、一番最初は、現在の農地の所有者さんと買受をする担い手さんと、話がまずでき上がってないといけないんですけども。でき上がった上で、じゃあ中間管理機構を間に挟んだ土地の売買をやりましょうかと云う事に、そう云う流れができて。農用地利用集積計画と云う事にきちっと計画として明記されて、それが湯梨浜町長の公告と云う事で、公に示されたと云う事があって初めて、優遇税制とかですね、そう云った手続きを踏むことができるものですから。</p> <p>まず計画があって、それで農業委員会で審査して妥当な計画でしょうと云う事で町長の方に返して。町長がそれで、計画ができましたと云うことで公告をします。公告をして初めて売買の所有権移転の登記ができると云う事になるんですよ。</p> <p>今回ののはそれで、最終的には 1 月 15 日に公告されて以後、元の地主から担い手育成機能に所有権移転登記をすると云う事になります。以上です。</p> <p>河井推進委員、良いですか。</p> <p>分かりました。</p> <p>その他に質疑はございますか。ありませんか。それでは質疑無し、と云う風に認めます。質疑を終結して、これより採決を行います。議案第 45 号「農用地利用集積計画」の整理番号 25 番 29 番以外の案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員の方の挙手をお求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>それでは、全員が挙手であります。よって議案第 45 号「農用地利用集積計画の決定」については、原案のとおり決定を致しました。</p> <p>次に議案第 46 号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題と致します。それでは説明してください。</p>
-----------------------------------	---	---

<p>議案第 48 号 地籍調査事業に伴う地目の変更について</p>	<p>(議長) 事務局</p> <p>議長</p>	<p>無い様ですので質疑を終結します。これより採決します。議案第 47 号「湯梨浜町農業経営基盤強化促進に関する基本構想」について、原案のとおり認めることに賛成の委員の方の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。従いまして議案第 47 号「湯梨浜町農業経営基盤強化促進に関する基本構想」につきましては、原案のとおり決定します。</p> <p>次に議案第 48 号「地籍調査事業に伴う地目の変更について」を議題と致します。それでは説明してください。</p> <p>議案第 48 号「地籍調査事業に伴う地目の変更について」を説明します。地籍調査事業に伴う地目の変更について照会のあった別紙土地について、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、資料 3-1 から 3-4)</p> <p>地籍調査に伴う現況確認表については、お手元に配布の資料 3-1 と資料 3-2 の農地変更調書がこれにあたります。資料 3-1 が農地から非農地になる筆の一覧表、3-2 が非農地から農地になる一覧表であります。</p> <p>それから、この一覧表に基づき色付けしたものが資料 3-3 でありまして、黄色が農地から非農地、青が非農地から農地になるものです。図面は別所集落から南の山側へと 3 頁に亘っております。3-3 の図面では場所が判り辛いので、資料 3-4 の航空写真図面ではほぼ 3-3 の図面に対応する範囲を印刷しています。二つの図面を比較しながらご確認ください。</p> <p>なお、3-4 の図面では黄色の農地から非農地へと変わる筆を赤色に塗っております。非農地から農地になる場所は青で塗ったんですけども、印刷の都合上黒っぽくなっています。</p> <p>それから 3-4 の図面の 1 頁目をご覧くださいでしょうか。非農地へと変わる場所の内、基盤整備済みの田が、県道沿いに 2 筆と集落後ろの谷筋の一番奥に 1 筆あります。東郷支所の地籍調査班に尋ねましたところ、それらの 3 筆は東郷土地改良区の事業区域ではないと云う事で確認しております。</p> <p>説明は以上であります。ご確認をお願い致します。</p> <p>説明が終わりました。それでは、ただ今より質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p>
--	-------------------------------	---

5 その他	(議長) 事務局	<p>ございませんか。それでは質疑無しと認めます。質疑を終結して、これより採決を行います。議案第 48 号「地籍調査事業に伴う地目の変更」について、原案のとおり認めることに賛成の委員の方の挙手をお求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。よって、議案第 48 号「地籍調査事業に伴う地目の変更」については原案のとおり決定致しました。以上で議事を終わります。</p> <p>続きまして、その他でございます。(1) 番、2 月定例総会の予定について。それでは説明してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2 月定例総会の予定について 2 月 10 日 (水) 午後 3 時 から 総会時に人権研修を予定 ○ 1 月農家相談会の日程について 1 月 21 日 (木) 午前 9 時 ～ 正午 担当： 土海政信 職務代理、清水武敏 委員、井坂正昭 推進委員 ○ 農地賃借料情報の表示変更について 契約総数を分かり易く表の左側とし、円グラフを配置して視認性を向上 ○ 農地パトロール・令和 2 年荒廃農地調査の結果について ○ 総会終了後に研修 農業委員会特別研修会 第二部 映像視聴
6 閉会	議長	<p>以上を持ちまして、令和 2 年度第 10 回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉会と致します。どうもご苦労様でした。</p> <p>(閉会 午後 3 時 45 分)</p>